

# 学会記事

## 本部会議開催報告

- 第122回 平成30年10月28日（日）  
第123回 平成31年2月1日（金）  
第124回 平成31年4月5日（金）

## 各地区研究会開催報告

### 【関東地区】

- 第445回 平成30年10月12日（金）  
①報告者 泉 絢也会員  
報告題名 仮想通貨の譲渡による所得の譲渡所得該当性
- 第446回 平成30年11月9日（金）  
①報告者 泉 絢也会員  
報告題名 米国のキャピタルゲイン課税制度及び外国通貨取引課税制度と仮想通貨に対する課税
- 第447回 平成30年12月14日（金）  
①報告者 増田英敏会員  
報告題名 課税処分理由附記—租税法律主義と手続保障の視点から
- 第448回 平成31年1月11日（金）  
①報告者 山本直毅会員  
報告題名 アメリカ租税法における課税所得の認識手法としての租税会計手法の検証  
②報告者 菅納敏恭会員  
報告題名 調査手続の法的整備と残された課題
- 第449回 平成31年2月8日（金）

- ①報告者 藤間大順会員  
報告題名 借入金に係る債務免除益の所得分類の判断構造—東京地判平成30年4月19日

- ②報告者 長島 弘会員  
報告題名 NHK受信料と租税法律主義の趣旨

### 【中部地区】

- 第500回 平成30年11月10日（土）  
①報告者 高橋祐介会員  
報告題名 税務調査と専門職責任  
②報告者 伊川正樹会員  
報告題名 源泉徴収義務と専門家責任  
③報告者 林 眞義会員  
報告題名 日本税法学会中部地区研究会500回記念回顧録
- 第501回 平成30年12月8日（土）  
①報告者 岸野悦朗会員  
報告題名 2018年度税制改正を踏まえての給与所得控除の在り方  
②報告者 野一色直人会員  
報告題名 税法上の処分の不当性の意義—地方税に係る行政不服審査会答申を素材として
- 第502回 平成31年1月12日（土）  
①報告者 本部勝大会員  
報告題名 アーンアウトの課税に関する研究  
②報告者 田中 治会員（関西地区）  
報告題名 債務免除益に係る所得税法上の取扱い
- 第503回 平成31年2月9日（土）  
①報告者 橋本 彩会員

報告題名 源泉徴収義務と税負担の錯誤

②報告者 小林敬和会員

報告題名 指定暴力団への課税について  
—北九州工藤会所得税法違反事件を参考にして

**【関西地区】**

第513回 平成30年10月20日（土）

①報告者 邱 怡凱会員

報告題名 台湾の「大嶋訴訟」—給与所得について必要経費の実額控除を認めない所得税法関連規定が違憲とされた  
司法院大法官2017年2月8日釈字第745号解釈の検討

②報告者 一高龍司会員

報告題名 無形資産の国外移転と米国税制

第514回 平成30年11月17日（土）

①報告者 植西 正会員

報告題名 米国デラウェア州リミテッド・パートナーシップに関する一考察

②報告者 北野富士和会員

報告題名 最近の米国における課税権の明確化について—2017年税制改正法によるパートナーシップ持分譲渡益の実質関連所得化をとおして

第515回 平成30年12月15日（土）

①報告者 水野正夫会員

報告題名 移転価格税制における独立企業原則と寄附金課税

②報告者 前田謙二会員

報告題名 外国法人への源泉徴収に関する合理的な納税義務の範囲に関する一考察—人的役務の提供事業（芸能人等や自由職業家の役務提供を除く）を素材にして

第516回 平成31年1月26日（土）

①報告者 片山直子会員

報告題名 源泉徴収義務等をめぐる近時の法的諸問題

②報告者 金井恵美子会員

報告題名 最低生活費への課税に関する一考察

第517回 平成31年3月23日（土）

①報告者 野一色直人会員

報告題名 国税通則法上の新たな情報照会手続（案）の意義と法的課題

②報告者 佐藤善恵会員

報告題名 平成31年度税制改正について

**【中四国地区】**

第212回 平成30年12月8日（土）

①報告者 片上孝洋会員

報告題名 課税管轄権の共同行使は可能か

②報告者 片上孝洋会員

報告題名 「ふるさと納税」から見る自主財政権に関する一考察

第213回 平成31年3月16日（土）

①報告者 奥谷 健会員

報告題名 相続財産の取得に伴う支出と債務控除

②報告者 林 幸一会員

報告題名 グループ法人税制とその濫用

**【九州地区】**

第401回 平成30年10月6日（土）

①報告者 中園慎二会員

報告題名 事前通知の書面通知化—調査通知と5%過少申告加算税の起点の問題

②報告者 金谷比呂史会員

報告題名 NPO法人の「請負業」課税について

第402回 平成30年11月10日（土）

①報告者 梅野智子会員

報告題名 不相当に高額な役員給与と役

員退職給与一残波事件を検証

②報告者 澗川知幸会員

報告題名 仮想通貨取引に関する一考察

第403回 平成30年12月1日(土)

①報告者 倉見智亮会員

報告題名 租税確定手続における情報提供

②報告者 倉見智亮会員

報告題名 給与返還時における課税所得計算の調整方法

第404回 平成31年1月5日(土)

①報告者 田中晶国会員

報告題名 供託と所得の年度帰属—東京高判平成29年7月6日、東京地判平成29年1月13日

②報告者 第400回記念誌執筆者

報告題名 第400回記念誌の検討

第405回 平成31年2月2日(土)

①報告者 高橋祐介会員(中部地区)

報告題名 固定資産評価基準と建築基準法42条1項3号所定の道路該当性

#### 【沖縄地区】

第39回 平成30年11月27日(火)

①報告者 宮谷俊胤会員(九州地区)

報告題名 租税争訟法

---

## 第109回大会・総会開催案内

---

### ◆日時

#### 【第1日目】

2019年6月8日(土)

午後0時～午後5時10分

#### 【第2日目】

2019年6月9日(日)

午前10時から午後3時35分

### ◆会場

明治学院大学白金キャンパス

3号館1階3201教室

東京都港区白金台1-2-37

TEL 03-5421-5111

### ◆日程

#### 【第1日目】

2019年6月8日(土)

午後0時～午後1時30分 役員会

午後1時30分～午後1時35分 開会の挨拶

午後1時35分～午後5時10分 研究大会

午後5時30分～午後7時20分 懇親会

#### 【第2日目】

2019年6月9日(日)

午前10時～午前10時30分 総会

午前10時30分～午後3時30分 研究大会

(なお、昼食休憩中に役員会)

---

## 日本税法学会規約

---

### 1 総則

(名称)

第1条 本会は、日本税法学会(Japan Tax Jurisprudence Association)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、京都市左京区高野竹屋町30番地に置く。

### 2 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、税法学の研究及びその研究者相互の協力を促進し、併せて内外の学会及び諸団体との連絡を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 研究会及び講演会の開催
- 2 機関誌その他図書の刊行
- 3 政府その他への建議
- 4 前3号に掲げるもののほか、理事会が適当と認める事業

### 3 会 員

(会員資格)

第5条 会員となることができる者は、税法を研究する者、又は税法学に関連する研究に従事する者に限る。

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、会員の紹介により申込み、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた者は、総会の定めるところに従い、入会金を納めるものとする。

(会 費)

第7条 会員は、総会の定めるところに従い、毎年4月30日までに会費を納めるものとする。

- 2 会費を滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことができる。

(名誉会員)

第8条 理事会は、会員中より名誉会員を推薦することができる。

(賛助会員)

第9条 本会の事業を後援しようとするものは、理事会の定めるところに従い、毎年会費を納入し、賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員は、議決権を有しないが、総会及び研究会に出席し発言することができる。

### 4 機 関

(役 員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- 1 理 事 若干名
- 2 監 事 若干名
- 2 理事のうち1名を理事長、若干名を常務理事とする。

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、総会において会員のうちよりこれを選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会においてこれを互選する。

(役員の任期)

第12条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員は、前任者の残存期間とする。

(理事長)

第13条 理事長は、本会を代表し、総会及び理事会を招集し、会務を統轄する。

- 2 理事長に故障があるときは、理事長の指名した常務理事がその職務を代行する。

(常務理事)

第14条 常務理事は、会務を分掌する。

(理 事)

第15条 理事は、理事会を組織し、重要な会務を審議する。

(監 事)

第16条 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

- 2 監事は理事長が必要と認めるときは、理事会に出席するものとする。

(顧 問)

第17条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、会員のうちから、理事会がこれ

を選任し、委嘱する。

3 顧問は、理事会の諮問に応ずる。

(総会)

第18条 理事長は、毎年会員の通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるとき、又は総会員の3分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは、臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長は、総会に附議すべき事項、会場及び期日を予め会員に通知しなければならない。

(議決権)

第19条 総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決する。

2 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。この場合には、これを出席とみなす。

## 5 会計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(決算報告)

第21条 理事長は、翌事業年度の最初に開かれる総会において決算報告をしなければならない。

## 6 規約の変更

(規約の変更)

第22条 この規約は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得なければ、これを変更することができない。

---

## 学会入会申込要領

---

◇ 入会希望者は、学会事務所への請求により又は学会ホームページ (<http://zeihogakkai.com/>) から入会申込書を入手することができます。所定の事項を記載の上、学会事務所までご提出下さい。

◇ 入会申込書の提出後、次の理事会(年1回開催)で審査を受け、入会を承認されたときは、学会事務所より、郵便振替用紙を送りますから、その上で入会金及び会費を、ご送金下さい。

◇ 入会金 2,000円  
会費(年額) 10,000円

◇ 学会の総会並びに大会は、毎年1回開催します。北海道・東北、関東、中部、関西、中四国、及び九州地区においては、年数回～10回程度研究会を開催します。

◇ 機関誌「税法学」を年2回(5月及び11月)発行し、会員に無料で配付します。

◇ 大学学部在生は、入会を認めません。

◇ 機関誌「税法学」は、編集委員会(各地区研究委員長及び理事長の指名した者)の下、原則として、各地区研究会での報告及び各地区研究委員長等の審査を経て発行される査読誌です。

---

## 学会事務所所在地

---

〒606-8104 京都市左京区高野竹屋町30  
日本税法学会  
TEL/FAX 075-711-7711  
郵便振替口座 01050-3-20422  
<http://zeihogakkai.com/>